

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	適格性の喪失による沿岸漁場管理団体の指定の取消し			根拠条項	第116条第2項		
処分基準	<p>知事は、沿岸漁場管理団体が下記のいずれにも該当しない者でなくなったときは、その指定を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その役員又は政令で定める職員のうちに暴力団員等がある者であること ・暴力団員等がその事業活動を支配する者であること ・適確な経理その他保全活動を適切に実施するために必要な能力を有すると認められないこと 						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次